

予算審査特別委員会記録

令和8年3月23日開催

- 1 日 時 令和8年3月23日(月) 9:59~12:14
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席議員 藤本委員長 湯浅副委員長
荒谷委員 山崎委員 平山委員 武田委員 渡部友子委員 金久委員
渡邊芳彦委員 橘委員 大山委員 大橋委員 住友委員 星加委員
喜多委員 広浦委員 水谷委員 西川委員 佐々木委員 橋本委員
奥田委員 陶久委員 久米委員 佐古委員 梶原委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 長 幸坂議長
- 6 出席理事者 西田副市長 平井副市長 東條政策監 篠原政策監
幸泉企画部長 荒井総務部長 川端危機管理部長
東会計管理者 小西消防長 田中消防次長 小杉消防署長
横手秘書広報課長 兼任人事課長
七條企画政策課長 田中 DX 推進課長 長谷総務課長
石山財政課長 日下税務課長 川田危機管理課長
吉積会計課長 栗本警防課長 武田予防課長
六浦情報管制課長 重田第一消防課長
田上選挙管理委員会事務局長 森口監査事務局長 他
- 7 事 務 局 佐坂議会事務局長 田上議事課長 谷崎課長補佐
平瀬課長補佐 福岡係長
- 8 傍 聴 者 1人
- 9 記 者 1人

【 会議の概要 】

【 9 : 5 9 開会 】

藤本委員長 おはようございます。ただ今から、予算審査特別委員会を開会いたします。本日、遅刻の連絡がありましたのは渡部友子委員、以上であります。

議題に入る前に委員及び理事者の皆様に申し上げます。本日も、18日に引き続き、予算審査特別委員会に付託されました市長提出議案23件につきまして審査を行います。本日の審査は総務委員会の所管に関する予算議案についてでございます。まず、特別会計予算議案について理事者へ説明を求め、そののち、各会派、一人会派の持ち時間制で質疑を行っていただくこととしております。

それでは、これより議題に入ります。承認第1号及び第15号議案から第36号議案までの計23件を一括議題とし、18日の議事を続行いたします。

初めに、第23号議案 令和8年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計予算について及び、第24号議案 令和8年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計予算についてを一括して、理事者の説明を求めます。長谷総務課長。

【理事者説明 長谷 総務課長】

藤本委員長 ありがとうございます。

以上で、全ての特別会計予算議案の説明を終了いたします。それでは質疑に移ります。

まず、市民クラブ・子どもと未来の会の発言を求めます。持ち時間は30分です。通告順に指名をいたします。佐々木委員。

佐々木委員 6問ほど用意しておりますが、橋本委員の質問から先をお願いしたいと思います。

藤本委員長 橋本さんからで、分かりました。橋本委員。

橋本 委員 私のほうからは調整債についてお伺いしたいと思います。

昨年度来、阿南市議会におきまして、調整債を活用することの是非が取り上げられてきました。阿南市は過去に、平成元年度に1億4,160万円の調整債の発行実績があります。適法に活用できるものと私は認識いたしております。そのうえで、本市の財政健全化や持続性の確保に御尽力をされてこられました平井副市長さんに、改めて、調整債のことについて質問したいんですが、副市長さんは御案内のとおり、この3月に県のほうへ帰られるということで、最後の質問になるかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、具体的に4点ほどお伺いしたいと思います。

1点目、調整債の活用に至った背景について教えてください。

2点目、調整債と長期債券、91.3億円保有問題との関係性について。

3点目、令和7年度の3月補正予算に計上しました調整債1億5,170万円の必要性について教えてください。

4点目、調整債発行による財政運営上の効果について教えてください。

以上、4点、お願いいたします。

藤本委員長 平井副市長。

平井副市長 おはようございます。副市長の平井でございます。橋本委員より、調整債の発行に関しまして、その背景ですね、それと長期債券 91.3 億円との関係性、さらに 3 月補正予算の必要性、また、調整債の発行の効果について、合計 4 点御質問を頂戴いたしました。順次、お答え申し上げたいと存じます。

まず一つ目の背景につきましては、収支差の改善、この収支差の改善が背景として挙げられるところでございます。入るを量って出ざるを制するといわれますように、財政運営においては収入と支出のバランスが重要でございます。阿南市の当初予算編成段階においては、近年、令和 5 年度には 11.8 億円、令和 6 年度には 25.6 億円、令和 7 年度には 17.7 億円、令和 8 年度には 11.0 億円という、巨額の収入不足が生じているところでございます。そこで、年度途中にありまして、可能な限り収支差を改善することが、私を含めて理事者に強く求められていること。これが調整債発行の大きな背景でございます。

次に、二つ目の調整債と長期債券 91.3 億円との関係性について御質問をいただいたところでございます。この二つ、大きな関係性があると、こういう認識でございます。阿南市基金が保有いたしております長期債券 91.3 億円、これは 1 月末現在で 31.6 億円の評価損を発生させております。31.6 億円でございます。基金運用上の大失態ということで、市民の皆様には大きなマイナスの影響を及ぼしていると、こういう認識でございます。

こうした中にありまして、本来、現金化が容易であるはずの 91.3 億円分の現金化が、こちらが事実上、極めて困難な塩漬け状態になっているという状況でございます。このように、基金の現金化が困難でありますため、調整債の有効活用を至急、検討する必要があったということで、調整債とお話の長期債券 91.3 億円、この二つは大きな関係性があるということでございます。

次に、三つ目の御質問いただきました 3 月補正の必要性についてでございます。これは、一つ目で申し上げましたとおり、令和 7 年度当初予算段階で 17.7 億円の収支差があるわけでございます。収入不足が 17.7 億円あるということでございますので、この収支差を 1 億 5,170 万円分圧縮するため、3 月補正予算で同額の調整債の計上が必要であるというように認識をしております。

なお、この 1 億 5,170 万円を発行しても、予算ベースでは依然として収支差はマイナスの状況でございますので、今年度末の最後の最後まで、私ども理事者といたしましては、歳入の確保と歳出の適切な執行に努めることによりまして、可能な限り、収支差の改善と、それに伴う基金全体の現金確保、こちらを図ってまいりたいと考えております。

最後に 4 点目の調整債の効果についてでございます。まずは調整債の発行によりまして収支改善が図られまして、財政調整基金の残高確保、そして基金全体の現金残高確保に寄与するという大きな効果が期待できます。また、現在の収入不足に伴います貯金依存という阿南市の状況からの脱却に向けて、調整債の活用により、行財政改革に市を挙げて取り組む、そのための時間と体制を確保できるという、そういう効果もあるわけでございます。

市としては、今後も必要に応じた調整債活用とすべく、早期に収支改善を図りますとともに、市債残高や実質公債費比率を適切にコントロールできるよう、その実現に向けた具体的な数値目標を掲げております新行財政改革プランを、岩佐市長のもと、全庁を挙げて推進をしてまいる所存でございます。以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

藤本委員長 橋本委員。

橋本 委員 突然すいませんでした。簡潔に御答弁いただきましてありがとうございます。
現在の阿南市におきましての調整債の有効な局面であるっていうことはよく分かります。調整債依存にならないように今後、調整債を効果的に活用しまして、健全な財政運営にあたらうとする姿勢、これも強く伺えました。
阿南市におきましては、調整債をはじめ、交付税措置のあるなしにかかわらずにさまざまな地方債制度、これを阿南市のために、また、そして市民のためにも、引き続き有効かつ的確に活用していただきたいなと思います。強く要望しておきます。以上です。ありがとうございます。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 では、1問目から。

1問目は、当初予算の概要では18ページ、事業名はわがまち創生事業、予算額が1,419万5,000円ですね。企画政策課。質問は、まず事業の説明をお願いします。また、5地区を対象に交付ということですが、今、決まったら地区名と選んだ理由、各地区の予算、交付時期とか申請方法を教えてください。

藤本委員長 七條企画政策課長。

七條 課長 企画政策課、七條です。どうぞよろしくお願ひいたします。

わがまち創生事業は、地域活性化を目的とする、既存のふるさと活性21活動補助金及びふるさとづくり基金助成金に今年度新設したわがまち予算交付金を加え、企画政策課にて一体的な運用を開始いたしております。

この新たな交付金制度であるわがまち予算交付金の令和9年度からの本格運用に向け、今年度はモデル事業として長生地区の災害時活用井戸と、羽ノ浦地区のはのうら子どもフェスティバルが3月21日に復活開催しております。この2地区において事業を実施いたしました。令和8年度は、今年度の2地区から3地区を増やしまして、計5地区を対象とする計画です。予算については今年度と同様、1地区当たり上限50万円としております。

わがまち予算交付金の運用にあたり、新たにわがまち予算交付金交付要綱等を策定し、交付対象となる団体及び事業を規定することとしております。具体的には、地域活性化を目的とする非営利団体で、市内に所在地または活動の本拠地を有する団体が実施する、地域の課題解決を目的とした事業と、地域の活性化を目的とした事業などを対象とすることとしておりますので、選定にあたっては交付要綱等に基づき、本交付金の趣旨に鑑み、決定してまいりたいと考えております。

本事業の実施につきましては、広報あなん4月号で周知を図り、公民館を通じて5月29日まで申し込みを受け付ける予定としております。

各地区の対象事業の選定にあたっては、当該申請団体や公民館等とも相談しながら仮選定を行い、その後、新たに設置するわがまち予算交付金検討委員会の委員の皆様からの御意見も踏まえつつ、7月を目途に交付対象事業を正式決定とする予定でございます。以上、答弁いたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ありがとうございます。よく分かりました。

次、2問目まいります。2問目は当初予算の概要18ページ、年末調整シス

テムの利用料、人事課ですね。システムについての説明をお願いします。利用することでどのように効率化され、どのようなメリットがありますか。よろしくをお願いします。

藤本委員長 兼任人事課長。

兼任 課長 人事課の兼任です。よろしくお願ひいたします。

導入予定の年末調整システムは、所得税に関する年末調整の申告手続きを電子化するクラウド型サービスです。このシステムの利用により、職員はパソコンやスマートフォンを利用して、画面上の案内に従い、必要事項を入力することで簡単に申告を完了できます。

具体的には、システム画面は最新の税制改正に対応しており、職員は質問形式の案内に沿って回答するだけで申告を完了できます。その後、提出されたデータは、関係部署や人事課が画面上で確認、修正を行い、給与システムに取り込みます。これにより、正確な年末調整計算がスムーズに実施され、最終的に職員はシステム上で源泉徴収票を簡単に閲覧、確認できる仕組みです。

効率化の観点では、これまで紙で行われていた申告書の印刷、配布、回収や人事課による手入力作業が大幅に削減されると見込まれます。これにより、関係部署全体の事務処理時間が短縮され、業務負担の軽減が実現します。また、申告データの電子化により、申告内容の確認や修正を、より容易に行えるようになることで、事務処理の迅速化と正確性の向上につながります。

メリットとしましては、このシステムは税の知識が十分でない職員でも質問形式の分かりやすい画面に従って入力を進められるという点が挙げられます。また、控除額の自動計算機能が備わっているため、計算ミスが防止され、チェック作業にかかる時間が削減されます。

なお、引き続き、控除証明書など、一部の書類は紙での提出が必要ですが、それ以外の申告内容はオンラインで入力可能となるため、職員の作業負担が軽減されます。また、このシステム導入によって庁内のペーパーレス化が進み、行政DXの推進にも寄与すると見込まれております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 これって職員さんが1人1人個人でできるようになるってことなんですかね。それと年末調整と聞くと、私も議会のほうでいつも、毎年お世話になっております。これって、議員も使えるようになったりするんですかね。そこら辺、お願いします。

藤本委員長 兼任人事課長。

兼任 課長 今の御質問にお答えいたします。

まず、議員さんに使えるかという点につきましては、今回、職員に関して、会計年度任用職員とか再任用職員とかも含めますが、職員に対しての運用開始ということで、この予算計上をさせていただいております。

もう1点、すみません、再度、お願いします。

藤本委員長 どうぞ。

佐々木委員 個人個人が、その自分のパソコンやスマホにそれをダウンロードか何かして使うように、個人がするようなものなんですね。

藤本委員長 兼任人事課長。

兼任 課長 ありがとうございます。

個人ごとにスマートフォンとかパソコンから、1人ずつ入力していただくような運用になっております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ありがとうございます。面白いですね、何かね、こういうのできるようになったら自分でするっていうんはいいことですよね、職員さんも手間省けて、ペーパーレスで、いいことだと思います。

次、3問目です。これも当初予算の概要の21ページです。事業名は自動通話録音システム導入、総務課ですね。システムの説明と目的などをお願いしたいんですが、市民との通話を録音するのでしょうか。案内が流れて録音が始まる、民間企業などがよく取り入れているようなシステムなのでしょうか。また、通話は全てそうなるのでしょうか。また録音する、しないは相手や内容で分かりますか。この録音というのはどのように、目的っていうか、あと使うとかいうのがあったら教えてください。

藤本委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 佐々木委員さんの質問にお答えいたします。

まず1番、市民との通話に関して。自動通話録音システムを導入すると、庁舎にかかってきた電話の通話音声全てを自動録音することが可能になります。

次に、民間企業などが取り入れているシステムかという質問ですが、民間企業などがサービス向上やカスタマー対策等のために取り入れているシステムと基本的な機能は同等と考えております。通話については、かかってきた電話に対し、通話の音声を録音することを事前にアナウンスしたうえで自動録音しますが、本市から発信した電話については事前アナウンスはせずに自動録音することになると考えております。

次に、録音するしないに関してですが、電話の相手や内容等により録音しないという選択も可能とは思いますが、通話録音は過剰なクレームやトラブルの抑止、職員の接遇向上などを目的としていることから基本的には全ての通話を録音することと想定しております。以上です。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 もう1回確認ですね。ですから、よく民間企業とかに電話すると、品質向上のためとか言うてアナウンスが流れて、録音しますっていうのが流れますが、いちいち、阿南市にかけたらそういうふうに流すシステムなんでしょうか。しますって確認してからするのでしょうか。

藤本委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 佐々木委員さんのおっしゃるとおり、まず事前、あらかじめ、この電話は録

音させていただきますなどのアナウンスをしたうえで録音をさせていただくこととなります。以上です。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ありがとうございます。いいことなのでしょうね。

次、4問目です。当初予算の概要4ページです。津波ハザードマップ作成事業です。危機管理課。津波ハザードマップ、これ、データ作成とありますが、冊子や地図を製作して各戸に配ることはするのでしょうか。するとしたらいつ、どんな形になりますか。また、紙ベース以外、データでは何で見えるのか、どう見えるようにするのでしょうか。動画などの新しい取組はしないのでしょうか。以上、お願いします。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 危機管理課、川田です。よろしく願いいたします。ハザードマップに関する御質問に御答弁申し上げます。

県より公表されました新たな津波浸水想定と被害想定に基づく本市の津波ハザードマップを令和8年度中において改定する予定でございます。改定後、速やかに本市のホームページ上でデータの公表を行い、必要に応じて紙ベースの配布についても検討をまいります。

また、動画等の新たな取組につきましては、既に導入している先進地事例を参考にしながら、製作コストも含め、調査研究をまいります。以上、御答弁いたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ありがとうございます。これはこれからってことですね。

次、当初予算の概要の4ページです。災害時支援拠点用地購入事業です。危機管理課になりますね。705万円かな。これの用地の購入についてなんでも、場所などについてお考えがありましたらお聞かせください。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 ただ今の質問にお答えいたします。

先日、徳島県南海トラフ巨大地震の被害想定が発表されましたが、県から発表された被害想定では、仮設住宅用地として5,800棟必要であるとのことでありました。1棟当たり40平米としても23.2ヘクタール必要であり、現在、本市で所有している土地のうち、仮設住宅用地に適した土地は圧倒的に足りない状況となっております。用地購入については、不足しております仮設住宅用地として、津波浸水区域外を候補地として用地購入するものでございます。また、市内の仮設住宅用地の候補地としては那賀川北岸地域や橘町の一部高台を考えているところです。以上、御答弁いたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 その橘町の一部高台というのはどこになりますか。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 橘町の津波浸水区域外であるクリーンセンター跡地を仮設住宅用地の候補地として考えているところです。以上、御答弁といたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 そのクリーンセンターの高台っていうか、そこ、予定地は標高、海拔何メートルになりますか。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 標高は 20.4 メートルでございます。以上、御答弁といたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ありがとうございます。今後、その仮設用地は、ほんまにたくさん確保していただかんとあかんわけです、5,800。まず第一歩として、モデル的っていうか、進めていただきたいと思います。

あと、最後の質問です。当初予算の概要 49 ページになります。消防団設備整備事業ですね。消防本部になりますね。ジェットシューター購入 50 万円について。ジェットシューターって、まずどんなものか教えてください。ジェットシューターのその性能とか説明をお願いしたいということですね。購入台数とか配備地とか、そういうことも教えてください。

それと、高視認性雨衣購入について、これも 50 万円、説明もお願いしたいと思います。着数とか配備団とか、そういうのも教えてください。

藤本委員長 栗本警防課長。

栗本 課長 消防本部、警防課の栗本です。よろしくお願いたします。

まず初めにジェットシューター購入についてですが、性能については、林野火災の残火処理などに最適な背負い式消火水のうで、長時間使用においても疲労感が少ない構造を持ち、水をためるバック約 18 リットルと高性能ハンドポンプから構成されています。購入台数は 10 台を予定しております。配備地分団については新年度消防団幹部会議にて決定する予定としております。

次に高視認性雨衣購入についてですが、前回配備から約 15 年が経過しており、順次、更新を行うものです。購入着数は 40 着を予定しております。配備分団については新年度消防団幹部会議にて決定する予定としております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 林野火災がすごい増えて、通告はしてなかったんですけども、林野火災の件数とか、今できるんだったらお聞きしたいなと思うんですが、まとまってなかったら、また後でもいいんですが。

それと、その高視認性雨衣っていうのが普通に、イメージですけども、かっぱのビニールのところが曇らんとか、そういうようなもんかなって思うんですけども、そこらの説明もお願いします。

藤本委員長 栗本警防課長。

栗本 課長 林野火災の件数については、令和6年度にあつては1件となっております。
また、高視認性雨衣の性能についてですが、反射材がついており、夜間、雨天時など、視認が悪いときにでも高揮発性の雨衣となっており、安全に活動できる雨衣となっております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 お答えありがとうございます。林野火災っていうんが、実際の森が燃えるようなものと、野焼きのちょっと草が燃えるようなものとかいうんが、私らもはっきり、今、区別みたいなもんがつかなかったんですが、今のお答えでは、6年度は1件ということで。今年増加とかいうんが気になったわけなんですけども、いつも迅速に対応していただいて、消していただいてありがとうございます。

また、この背負い式のポンプというのも重要なものであると思いますが、実際の火災になると、間近に消防団員の人が入って消すときとかは気をつけていただいて、巻き込まれる火災に遭わないように、事故に遭わないようにっていうことを、今、お聞きしながら思いました。今後もよろしく願いいたします。以上です。

藤本委員長 市民クラブ・子どもと未来の会の委員さんで、他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 それでは、市民クラブ・子どもと未来の会の質疑を終了いたします。
次に、公明党の発言を求めます。持ち時間は20分です。通告はありませんが、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 ございませんか。以上で、公明党の質疑を終了いたします。
次に、政友会の発言を求めます。持ち時間は10分です。通告はありませんが、質疑ございませんか。久米委員。

久米 委員 ありません。

藤本委員長 ありがとうございます。
以上で、政友会の質疑を終了いたします。
次に、日本共産党の発言を求めます。持ち時間は10分です。佐古委員。

佐古 委員 第19号議案の、270ページの給与明細書から質問いたします。
今回、パートタイム会計年度任用職員が、前年度の617名から554名へと、63名、率にして約1割という削減となっております。この63名の削減の内、学校給食センターで民間委託が進んでいることも要因であると推察いたしました。しかし、残りの方々が一体どの部署で、どのような理由で削減されることになったのか、その具体的な内訳と根拠を教えてください。よろしく願い

します。

藤本委員長 兼任人事課長。

兼任 課長 前年度よりパートタイム会計年度任用職員が 63 名減少した理由について御説明いたします。

主な要因として、学校給食調理業務の一部を民間に委託したことが挙げられます。この委託に伴い、給食調理員が 29 名、配送員が 2 名の計 31 名の減となっております。また、生活環境課では、ごみ収集作業員などの業務内容を見直したことで 10 名、さらに保育所では、現状の子どもの数に応じて配置人数を適正化した結果、9 名の減となっております。加えて、国勢調査や市議会議員選挙、参議院選挙などへの対応として、一時的に増員していた職員についても業務終了に伴い 9 名の削減を行っております。

こうした人員の見直しは、現状の業務内容や実態に合わせた対応を随時行った結果であり、今後も効率的かつ適切な人員配置を目指し、継続に取り組んでまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 佐古委員。

佐古 委員 御答弁ありがとうございました。ごみ収集業務の効率化や給食センターの民営化といった具体的な内訳と削減の背景について、丁寧な御説明をいただき、理解いたしました。限られた財源と人材の中で事務の外務化やスリム化によって行政経営の健全化を維持しようとする当局の並々ならぬ努力には深く敬意を表します。

今後も災害が予見されてますので、特定の専門職種などは長期の任用していただけるような安定雇用の検討などを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

藤本委員長 以上で、日本共産党の質疑を終了いたします。
次に、参政党の発言を求めます。持ち時間は 10 分です。梶原委員。

梶原 委員 参政党の梶原ちひろです。質問が 1 点あります。
当初予算の概要 22 ページ、総合防災訓練経費です。これまでに実施された避難訓練実施時の要配慮者の参加人数を教えてください。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 危機管理課、川田です。よろしくお願いたします。

今年度の市の総合防災訓練は小勝のソフトボール場で行い、参加者は約 800 人でしたが、受付等では参加者の所属と名前等の必要最低限の情報取得であったため、要配慮者の方についての情報取得はしておらず、要配慮者の参加人数は把握できておりません。以上、御答弁といたします。

藤本委員長 梶原委員。

梶原 委員 ありがとうございます。

それでは要望をさせていただきます。要配慮者を含めた実動型の避難訓練を行おうとすると、付添をする保護者や御家族に大きな負担がかかります。人数

は分からなかったのですが、募集をしても参加しようとする人が少ないと思われます。本当に現場で機能していく防災訓練を行うために、施設や事業所にも協力していただいて、避難訓練に参加する人の母数を、まず増やしていくことで顔の見える関係を築くことが必要だと考えております。地域で取り組む防災を目指して、要配慮者を含む避難訓練の実施をお願いいたします。以上で、私の質問を終わります。

藤本委員長 以上で、参政党の質疑を終了いたします。

次に、あなん至誠会の発言を求めます。持ち時間は 110 分です。通告順に指名をいたします。大山委員。

大山 委員 よろしくお願ひいたします。第 19 号議案、215 ページでございます。土地購入費 625 万円について御質問いたします。

土地購入費 625 万円については、先ほど佐々木委員さんからの御答弁にありましたが、不足している仮設住宅用地ということで理解いたしました。そこでお聞きしますが、市内的那賀川北岸地域や橘町の一部高台の地域を仮設住宅用地の候補地として選定するとのことですが、既にお答ひいただいと思いますが、どのような場所を選定するのでしょうか。よろしくお願ひします。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 危機管理課、川田です。よろしくお願ひいたします。

内閣府のガイドラインに沿った候補地を選定し、発災後 20 日以内に仮設住宅の建設に着工ができる土地を確保していきたいと考えていますが、御質問の候補地の選定については、那賀川北岸地域や橘町の一部高台地域など、県の被害想定で津波浸水区域から外れている場所で、浸水区域内の生活圏区域からそれほど離れていない場所、また公用地と隣接するなど、仮設住宅用地として土地を拡張できるような場所を候補地として選定し、整備してまいりたいと考えております。以上、御答弁といたします。

藤本委員長 大山委員。

大山 委員 ありがとうございます。

もう一つ、続いてですが、市内の他の場所についても同様の考え方で仮設住宅用地として購入していく予定はあるのでしょうか。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 市内においては、仮設住宅用地が不足しているため、今後におきましても浸水区域外において適切な場所を選定し、仮設住宅用地として整備してまいりたいと考えております。以上、御答弁といたします。

藤本委員長 大山委員。

大山 委員 御答弁ありがとうございます。南海トラフ巨大地震など、大規模災害が発生した場合、避難所での長期滞在は心身ともに疲弊し、関連死の引き金にもつながることから、仮設住宅の整備は重要な取組だと思いますので、今後においても仮設住宅用地の確保について慎重に精査をしながら進めていただけるよ

う要望いたします。以上です。

藤本委員長 次は大橋委員の発言を求めます。大橋委員。

大橋 委員 おはようございます。大橋です。よろしくお願いたします。
まず初めに、議案名第 19 号議案、資料名、当初予算の概要 10 ページ、公有財産売却事務包括費用についてお尋ねいたします。担当課、総務課かと思ます。
まず初めに、令和 8 年度当初予算では、新たな取組として公有財産売却事務包括費用が計上されておりますが、本事業の趣旨や導入の背景、目的について御教授ください。

藤本委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 公有財産売却事務包括民間委託業務について御説明をいたします。
本事業は、本市が保有する未利用の不動産について、民間の専門的なノウハウやネットワークを最大限に活用し、早期かつ積極的な売却を目指すもので、阿南市「新行財政改革」推進プラン 2025 から 2028 においても重点項目の一つとして位置づけております。
本事業では、本市が保有する未利用不動産について、受託事業者が物件調査や価格査定、売却可能性の分析を行い、市はそれをもとに売却物件の抽出をいたします。次に、受託事業者はその広範なネットワークと広告戦略を活用して広く購入希望者を募り、購入希望者が現れた際は速やかに市へ報告し、市は公募による公売手続きを行います。売却手続きから引き渡しまでの間も、受託事業者には重要事項説明など、事務を補助し、円滑な取引を支えていただくこととしております。
続きまして、本事業導入の背景といたしましては、少子高齢化や人口減少に伴う公共施設の再編、最適化により、本来の役割を終えた未利用不動産が今後、さらに増加することが予想され、加えてこうした不動産を保有し続けることで、除草作業や建物維持などの管理コストが発生いたします。一方で、不動産売却には権利関係の整理や詳細な資料調査など、物件ごとに異なる多種多様な事務手続きに対する知識や経験が不可欠であります。本事業は、これらの煩雑な売却事務に民間の力を活用し、未利用不動産の早期かつ積極的な売却を促進していくことを目的としております。以上です。

藤本委員長 大橋委員。

大橋 委員 ありがとうございます。
今後、どのようなメリットや効果を見込んでいるのかお聞かせください。

藤本委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 本事業の導入により、未利用不動産の処分が加速し、管理コストの削減と売却収入及び税収増による財源確保が図られると考えております。さらに、売却された不動産が民間によって再活用されることは、単なる資産の整理にとどまらず、新たな住まいの創出や事業活動の場へつながり、地域の活性化に大きく寄与するものと考えております。以上です。

藤本委員長 大橋委員。

大橋 委員 御答弁ありがとうございました。公有財産の有効活用と売却事務の効率化による職員の負担軽減、そして地域経済の活性化につながる非常に画期的な取組だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、議案名第 19 号議案、当初予算の概要 19 ページ、書かない窓口の先進地視察、D X 推進課についてお尋ねいたします。

書かない窓口を検討するにあたり、窓口業務を主とする各担当部局から現状の課題や業務上の負担など、どのような問題点が寄せられているのでしょうか。お願いいたします。

藤本委員長 田中 D X 推進課長。

田中 課長 D X 推進課、田中です。よろしく申し上げます。窓口業務の課題についてお答えいたします。

窓口に関係する所属で構成する窓口サービス改善委員会を組織し、窓口サービスの改善について話し合いを行っております。その中で、窓口業務の課題の一つとして、利用者が申請書に名前、住所、生年月日など、同じ情報を何度も繰り返し記入しなければならない状況が挙げられています。この課題は、記入の煩雑さにより申請者の負担を増大させるだけでなく、誤字脱字の発生を招き、手続きの円滑な進行を妨げる可能性があるため、書かない窓口の導入を検討しているところです。以上、お答えといたします。

藤本委員長 大橋委員。

大橋 委員 ありがとうございます。

これは将来的な導入を見据えたものなのか、それとも、現時点では情報収集段階なのでしょうか。今後のスケジュールについて、分かる範囲で御教授いただけたらと思います。お願いいたします。

藤本委員長 田中 D X 推進課長。

田中 課長 書かない窓口の導入に向けたスケジュールについてお答えいたします。

書かない窓口は証明書の発行や住民異動届など、申請手続きを簡素化するものであり、進捗状況としては、これまで窓口関係課の職員で組織する窓口サービス改善委員会の作業部会において、今年度当初から検討を進めてまいりましたが、より具体的な検討を進めるため、10 月に書かない窓口推進ワーキンググループを立ち上げております。このワーキンググループでは、他自治体の事例や課題について意見交換を行っており、令和 8 年度に県外への先進地視察を検討しており、早期の導入に向けた準備を進めているところです。以上、御答弁といたします。

藤本委員長 大橋委員。

大橋 委員 御答弁ありがとうございました。書かない窓口は市民負担の軽減だけでなく、職員の業務の効率化にもつながる重要な取組だと思います。視察先で得られた知識を、ぜひ窓口サービスの向上につなげていただきたいと思います。私の質問は以上です。ありがとうございました。

藤本委員長 次に橘委員の発言を求めます。橘委員。

橘 委員 橘です。どうぞよろしくお願いいたします。
当初予算の概要 21 ページ。先ほど、佐々木委員さんからも御質問がございましたが、自動通話録音システム導入についてお伺いいたします。
まず最初に、録音できる電話機は、庁舎内の全電話機ですか。また、出先機関の電話機の対応はどうなりますか。次に、システムの概要につきましては先ほど御答弁いただきました。導入の時期についてお伺いいたします。最後に、録音データの保存については、録音のデータ保存の期間とか開示等、いろいろあるとございますが、その点について教えてください。よろしくお願いいたします。

藤本委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 庁舎内の、ほぼ全ての電話機が通話録音可能となります。
次に、出先機関においては、現在、庁舎内で使用している通話録音機能のみを有する機器を要望に応じて設置するなど、出先機関の職員が安心して働ける環境が整えられるよう、施設所管課等と協議してまいりたいと考えております。
次にシステムの導入予定時期についてですが、本年7月を目途に運用を開始したいと考えております。導入時期が決まり次第、市のホームページで周知をさせていただきます。
録音データの保存については、個人情報の保護に関する法律を遵守し、安全管理を徹底していくことといたします。また、録音データの保存期間については、導入自治体の例を参考に検討しているところでございます。以上でございます。

藤本委員長 橘委員。

橘 委員 ありがとうございます。職員においてはカスタマーハラスメント対策にもなり、また、丁寧な対応を意識することにもつながり、市民サービス向上になると思います。市民の皆さんには、誤解やトラブルが発生しないよう、十分周知、広報したうえで運営をしていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

藤本委員長 次に金久委員の発言を求めます。

金久 委員 おはようございます。
第15号議案で補正予算書の47ページに消防費の中で防災用備品購入費がございまして、ここで6,977万6,000円が計上されております。これは平時は車椅子リフターを搭載した福祉車両として、災害時にはウォータレストイレの設置車両として、リフト付き車両の購入などが行われると、市長答弁でも述べておられますが、そこで、この車両の購入台数と保管場所はどこになりますか。
そして、この平時のときに福祉車両としての年間を通じた運用はどのようにされる予定ですか。お伺いしたいと思います。お願いします。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 危機管理課、川田です。車椅子リフター付き公用車への質問についてお答えいたします。

まず、購入台数につきましては1台でありまして、保管場所につきましては公用車の駐車場にて行うこととしております。

また、平時の利用につきましては、阿南市移動支援事業で福祉車両として活用し、障がい者等の社会参加を促進することを目的に、通院、買い物、余暇活動等の外出のための移動に使用することとしております。以上、御答弁といたします。

藤本委員長 金久委員。

金久 委員 御答弁をいただきましてありがとうございます。購入される予定の車椅子リフターを搭載した福祉車両として、地域福祉、あるいは災害発生の際には地域防災力の向上、避難所運営の充実、そういうのにも活用されると思っておりますが、この移動支援というものについて活用されるということでありまして、十分、支援につきましてはしっかりと制度設計をしていただいて、日頃の運用に努めていただきたいと思いますので、これを要望しておきます。

引き続きよろしいでしょうか。

藤本委員長 どうぞ。

金久 委員 引き続きですが、第19号議案、令和8年度一般会計予算の予算説明書210ページでございます。これも消防費なんですけれども、12節に設備改修業務委託料ということで、概要のほうでは4ページでございますが、消防救急デジタル無線装置更新事業というのがございます。これにつきましては、この業務委託料が1億7,500万円が計上されておまして、消防活動の事業、防災活動事業などの基地局となる消防本部の指令室内の機械室、あるいは明神山の前進基地局におきまして、その消防救急デジタル無線装置を更新するという計画だとお伺いしております。これについては、令和8年度から2年とか、かかっていくものだと思いますけれども。

そこで、少しお伺いをしたいんですが、この無線装置が更新整備される間は、現在の無線装置っていうのは当然、毎日必要なものでございますので既存無線装置が使用できると考えますが、どのように、これ、改修、更新をしていくのでしょうか。

また、この度のこの消防救急デジタル無線装置の基盤部分を更新整備することにより、今後、どのようなことが可能となってくる、あるいは運用ができていけると、そういうことについて概要をお示しいただきたい。

さらに、この消防本部基地局などの整備によりまして、令和9年度以降に各移動局の無線設備を順次、更新するため、令和9年度以降においてもその関係予算計上を考えているというふうなことをお聞きしておりますが、各移動局の箇所数はいくつあるんでしょうか。また、令和9年度以降、全ての移動局の更新はいつ頃までに完了する見込みなのかお教えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤本委員長 六浦情報管制課長。

六浦 課長 消防本部、情報管制課の六浦です。よろしくお願いたします。初めに、無線装置が更新整備される間、どのような既存無線装置を使用する

かの御質問についてお答えいたします。消防救急デジタル無線装置更新におきましては、新装置が設置されるまでは、無線通信を途絶えさせないよう、既存の装置を稼働させます。新装置の安定した通信、接続の稼働が確認されたのちに旧装置の撤去を行います。

次に、消防救急デジタル無線装置の基盤部分を更新整備することによる運用内容についての御質問ですが、現在、消防救急デジタル無線装置は導入から11年が経過し、経年劣化とともに無線装置の不具合も増加傾向にあります。令和8年度において、基地局無線装置を更新することで、より安定した通信対応が可能となり、また、令和9年度以降の更新後の運用では、消防隊員が携帯する無線装置のダウンサイジング化や、無線受信感度向上等が図られ、さらに緊急自動車に設置する車両動態管理システムは、出動指令と同時に災害現場までの最短ルートや通報時の情報等を車載端末モニターに表示することができ、災害に対する迅速な初動体制を実現します。

最後に、令和9年度以降の各移動局の箇所数はいくつあるのか、また、移動局の更新はいつまでに完了する見込みかの御質問ですが、令和9年度以降の各移動局の箇所数につきましては、現在、緊急自動車に設置する車載型無線装置23台、消防隊員が携帯する携帯型無線装置36台、バイク隊が携帯する可搬型無線装置2台、計61台の設置を予定しております。

また、当該更新事業につきましては、緊急防災・減災事業債が適用される計画で、市民の生命及び財産を守る観点から令和9年度以降、可能な限り早期更新完了に向け、進めてまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 金久委員。

金久 委員 御答弁ありがとうございます。この整備事業の実施につきましては、住民の生命や財産を守ること、あるいは火災発生時や日常の緊急的な消防活動に確実に活かすものとして大変重要であると認識しております。早期に整備が完了して、整備後の円滑な運用が開始されることを非常に望むものであります。所管課におかれましては慎重かつスピード感を持って、整備後の試験運転なども含めて、取組を計画的かつ着実に進められますようお願いしておきたいと思いません。以上でございます。ありがとうございました。

藤本委員長 次に、渡邊芳彦委員。

渡邊芳彦委員 渡邊でございます。1点確認させていただきたい事案がございます。

議案名は第15号議案の令和7年度補正予算議案の一般会計補正予算なんですけれども、この資料の47ページ、9款、1項、5目、17節、事業名は避難所等機能強化事業になります。

この事業に関しては、これまでも、本日も何名かの方のほうから質問ございますけれども、私のほうは、これについては令和7年度の3月補正予算の繰り越し事業も含めて、合計8,208万3,000円の経費が計上されておりますけれども、当初予算の概要の4ページには、その項目の中にデジタルサイネージが含まれております。

このデジタルサイネージについては、先の一般質問の中でも報告されている内容もございますが、改めて、こういった場所に設置されて、どのように利用されるのか、具体的な活用方法について御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 危機管理課、川田です。デジタルサイネージへの質問についてお答えいたします。

災害時において、デジタルサイネージが果たす役割は大きく、台風や地震などの速報情報や視覚的に分かりやすく画面へ反映し、被害状況や安全確保情報の提供等を即時に行うことで被害の最小化や被害者の安全確保が図られるものと考えております。さらに、避難所における最新、正確な情報提供や情報共有を市災害対策本部からインターネット網を活用して行うことで、避難者の心理的不安、ストレスの軽減が図られるものと考えております。

今後は、早期避難所となる公民館をはじめとした18カ所に配備したいと考えておりますが、デジタルサイネージは可搬式であるため、避難所が津波浸水の恐れがある場合には、津波浸水区域外に整備されたデジタルサイネージをネット環境が整備された高台の学校等施設へ移動させるなど、災害状況に応じた対応も可能としているところです。

また、平時においては、市が主催するイベント情報の提示や熱中症アラートといった注意喚起など、デジタルサイネージを使って分かりやすい映像や文字情報を提供することにより、市民に対してより正確でより早く情報の周知が行えるなど、デジタルサイネージが果たす役割は多岐にわたるものと考えております。以上、御答弁といたします。

藤本委員長 渡邊芳彦委員。

渡邊芳彦委員 ありがとうございます。具体的な活用方法について、いろんな場面で活用できるというふうな説明いただき、ありがとうございました。

私が、この件について問わせていただいたのは、公民館等ということですが、場所によっては津波が起きたときに、もう公民館が使用できないというふうな場所もございます。そういったところに対してはどういうふうな対応が可能なんだろうかなというふうな疑問がございましたので、あえてこの質問をさせていただきました。

なおかつ、このデジタルサイネージは緊急事態のときに多くの関連部署がどういった情報共有を迅速に効果的に確保していくことができるか、非常に、情報をどういうふうな活用の仕方ができるかという点については生命に直接かわるような状況の中では、非常に有効に活用できる対応方法かと思えます。

これについては、中身については恐らくこれから検討していかれるかと思うんですけども、ぜひとも危機管理という部署だけではなくて、技術面において日進月歩で進んでおりますので、そういった最新情報も含めて、今後のソフト活用、それと更新、タイミング等も含めて、大局的な面からも具体的な案を、関係者とともに進めていただければなというふうに思っております。

これは要望事項になりますけれども、さまざまな、多面的な面からこのデジタルサイネージを有効活用していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

藤本委員長 以上で、通告による質疑が終了しましたが、あなん至誠会の委員さんで他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 ごさいませんか。
 では、ここで 15 分間休憩をいたします。

【 休憩 11:09～11:21 】

藤本委員長 それでは、再開いたします。
 最後に、みらい阿南の発言を求めます。持ち時間は 60 分です。通告順に指名をいたします。西川委員。

西川 委員 おはようございます。よろしくお願ひします。
 予算書 73 ページ、2 款、1 項、9 目、12、13 節の委託料、使用料及び賃借料についてお尋ねします。
 これ、生成 A I 型チャットボットへの移行費用について、予算書上は他の事業と一括計上されておりますが、内訳としては約 75 万円規模と伺っており、費用対効果は高いと思ひます。これまで A I あななんの利用実績を整理すると、令和 4 年 11 月から令和 6 年度までの約 2 年半で、累計 3 万 9,000 件の問い合わせがあり、運用当初の御答弁ではありますが、その半数が夜間や休日の利用であったと答へられています。これは、システムが閉庁時においても職員の労力を伴わない市民の自己解決ツールとなっていることを示唆してひます。
 今回の更新において、自然言語での回答が可能になると伺ひてひますが、市民への既存サービスから具体的にどのような利便性が向上するのひ、市の見解を問ひます。

藤本委員長 田中 D X 推進課長。

田中 課長 生成 A I を活用した新たな応答サービスの A I チャットボットについてお答へします。
 現在の A I チャットボット、A I あななんは、あらかじめ設定されたシナリオの中から、A I が適切な回答を選択して提供する仕組みで、自然言語等による柔軟な対応ができない仕様となっております。この仕組みでは、職員が想定される質問と回答をシナリオとして手動で作成、更新する必要があり、ホームページの更新時にはそれに合わせたシナリオの作成も求めるため、業務負担の増加という課題があります。また、チャットボットの回答精度はシナリオの充実度に依存してひり、シナリオが不十分な場合には適切な回答が提供できないケースもあります。そうした課題があったことから、現行チャットボットのシステム事業者の撤退を機に、生成 A I を活用したチャットボットの導入を予算計上してひます。
 生成 A I 型チャットボットは、自然言語処理を活用してホームページ内の情報を直接解析し、回答に反映させる仕組みで、この技術の導入により、管理者側でシナリオ作成や更新作業が不要になり、業務負担の軽減だけでなく、運用効率の向上が図られます。さらに、利用者にとつても、ホームページの最新の情報をもとにした回答が得られるようになり、また、生成 A I 型チャットボットの特徴である広範囲な問い合わせに対応しやすくなるなど、利便性の向上が図れるものと期待してひます。以上、お答へとひます。

藤本委員長 西川委員。

西川 委員 御答弁ありがとうございました。

次に、実務的な構造課題について確認させていただきます。行政情報の発信は、ホームページの概要テキストと詳細な要綱や手引きを記載したPDFデータがセットになっているケースが非常に多いですが、新しいAIがテキストしか読み込めない仕様の場合、重要な要綱などの内容が回答に反映されず、詳しくはこのPDFを見てくださいか、担当課へ御電話くださいという案内にとどまる懸念がございます。かといって、AIが認識しやすいように膨大なPDFを全てテキストベースに改修するとなれば、職員に負担がかかるのではないのでしょうか。

行政課題の多様化が進む現代において、チャットボットのために全ページに目を配り、ホームページを改修し続けることは労力の限界もあり、現実的ではありません。一方で、AIが古いデータや誤認識に基づいて情報提供を行えば、市民の大きな混乱を招くため、一定の範囲でホームページを最新に更新していく運用は不可欠でもあります。

そこで、新システムにおけるPDF読み込みへの対応可否を伺います。先ほど触れた累計3万9,000件という利用実績は重要な経営指標といえ、仮に職員が対応にあたる時間を1件10分と仮定した場合、約6,500時間分の費用対効果が仮設できます。AIがPDFまで正確に読み込めば自己解決率は高まり、オペレーションも各段に円滑になります。まずは、今回の予算で確実な稼働を目指しつつも、職員の労力的な負担を現実的な範囲に抑えつつ、最新のデータ整理をどのような方針で進めていく計画か。

加えて、削減効果をベースに、今後の自己解決力を高めるため、PDF読み込み機能の拡張を次の段階で行う場合、その追加コストは具体的にいくらになると見込んでいるのか、併せて伺います。

藤本委員長 田中DX推進課長。

田中 課長 生成AI型チャットボットの導入は、予算を承認いただき、新年度になり、事業者を選定し、進めてまいります。PDF等の読み込み機能は高額になるための理由から、必要要件には含めない予定です。

また、本市ホームページの情報を最新にしていくのは当然のことですが、行政情報はホームページのテキスト形式の情報と詳細なPDFデータに分かれているケースが一般的です。PDFデータは印刷に向いておりますが、スマートフォン等の表示に不向きな面があるため、近年利用が多いスマートフォン等での利用を意識し、テキスト形式で分かりやすい表示となるよう努めているところです。

なお、生成AIによるチャットボットは、質問によっては誤った回答をする場合があります。回答が正確であるかどうか確認する必要があるため、自己解決の一助として利用いただければと思っております。

次期フェーズにつきましては、現在のチャットボットが利用開始から3年で終了するなど、生成AIの技術革新が進んでいるため、現時点ではお答えすることはできませんが、運営コストとバランスを考慮したうえで慎重に対応を検討していきたいと考えております。以上、お答えといたします。

西川 委員 ありがとうございます。現時点ではPDFの読み込みは行う予定はないということなのですが、これも最近始まった、ここ数年でのサービスですので、また他の自治体とかでも有効な施策っていうのが進んでいっているようだったら、またそのとき、県内でも割と早い取組に、生成AI型ってなると思うんで

すよ。他市とか県外のところもまた注視しながら進めていただければと思います。

次に、先ほど答弁でちょっと触れられてた部分があるんですけど、市民の接点の維持について、伺います。現在、市の公式LINEからもチャットボットが利用可能となっていますが、市民にとっても、最も身近でアクセスのしやすい接点であるため、今回のシステム更新後も、引き続き公式LINEから同様に利用できる連携を継続していただけるのかと考えておりますが、その対応はいかがでしょうか。

藤本委員長 田中DX推進課長。

田中 課長 公式LINEの連携についてお答えいたします。

公式LINEからの利用は、多くの市民が日常的にAIチャットボットを活用する重要な窓口の一つであります。そのため、生成AI型チャットボットの導入後も、LINEとの連携を提供する予定でございます。以上、御答弁いたします。

藤本委員長 西川委員。

西川 委員 ありがとうございます。

次の質問にいきます。当初予算の概要8ページのわがまち創生事業についてお伺いします。

まず地域の意見集約と受け皿団体の決定プロセスについて伺います。本施策では、公民館等を通じた団体の推薦を想定していますが、地域から上がる多様な要望を公民館側で調整し、優先順位をつける体制については、住民との顔の見える関係にある公民館側に団体を選定していただくのは、後々、荷が重くなっていくのではないのでしょうか。公民館側も、地域からの申請を断りづらく、結果として採択される団体が固定化してしまう可能性もございます。

また、市民にとっても、せっかく時間をかけて申請書類を作成したのに、公民館の受付段階で採択されなかった場合、負担だけが残ってしまうことも懸念しております。

そこで、提案ですが、申請書類を作成する前のアイデア段階で、市の担当課による事前相談窓口を設けてはどうでしょうか。そこで市が要件を満たすか、客観的に仕分けをしたうえで、有望なものを公民館と共有する形にすれば、市民や公民館の負担も軽減されると考えますが、多様な主体の参画と現場の負担軽減を両立させるための市のサポート方針を伺います。

続けて質問します。次に、事業の対象範囲と審査基準について伺います。概要とスケジュール案では、地域の課題解決を目的とした事業と記載されていますが、米印がついていて、別の条件を設けるとされており、実際に今年度、公民館での井戸掘りといったハード面の整備も許容されるなど、非常に自由度が高く設計されている点は一定の評価をしています。しかし、自由度が高いがゆえに、いざスタートすれば、市民からは市道の修繕や農地の草刈り、あるいは集会所のエアコン設置といった要望が数多く上がってくるのが想定されますが、これらを全てわがまち予算検討委員会の審議に委ねては、委員会は判断が難しいのではないのでしょうか。

そこで提案ですが、対象事業を審査する際の明確な基準として、1番、本来、市が行政の責務として行うべきインフラ維持等ではないか。そして2番、他部署の管轄や既存の補助制度で対応すべき案件ではないかという、既存施策との

切り分けのガイドラインを市として明確に定めてはいかがでしょうか。

この部分に基準があれば、例えば地域の防災力向上のための、独自の井戸掘りのような住民主体の新しい発想は許容しつつ、市の予算不足を補うだけの道路修繕や備品要求は、明確な理由を持って対象外とするなど、担当課へ誘導することができます。あらかじめ、市がこうした明確な線引きを作っていくことで、最終的な判断を下す審議委員会のハードルも下がり、より簡潔な地域活性化の議論に集中できるのではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

藤本委員長 七條企画政策課長。

七條 課長 わがまち予算交付金の公民館の負担軽減と意見集約プロセスの透明化、それと審査を円滑にするための本質的な基準の提案についてお答え申し上げます。

わがまち予算交付金の運用にあたっては、今年度のモデル事業の成果や各公民館からの意見を反映させ、新たに交付要綱及び実施要領を策定し、活動団体の要件や対象となる事業の内容、対象経費等について明確化することとしております。これにより円滑な推進と実効性の高い運用体制の構築を図ってまいります。

本事業を成功させるためには、地域の実情に詳しい公民館の活用が不可欠と考えており、具体的には、従来の補助金では対応が困難であった地域課題の解決など、本交付金の趣旨に合致する事業案や活動団体について、公民館を通じた簡易な調査表によるヒアリング等を実施します。これを実質的な事前相談窓口として機能させ、市が事業の実現性や期待される効果を精査したうえで仮選定を行います。そのあと、新たに設置する外部有識者等で構成されるわがまち予算交付金検討委員会において、多角的な視点から御意見をいただき、客観性と透明性を確保した上で、市が最終決定を行うこととしております。

このように、実務的な選定作業や相談対応を市の担当課が担うことにより、公民館の役割は、地域の実情に即した助言とすることで、公民館の事務負担の軽減を図るとともに、事前相談体制を充実させることにより、申請者の負担感や徒労感を防ぐ仕組みを構築してまいります。その上で、既存の枠組みにとられない多様な主体の参画を促し、公平な機会を担保しながら、地域課題の解決に向けた活動を強力に後押ししてまいります。

また、委員御指摘のとおり、市道修繕等の市が担うべき事業については、適切な予算措置による行政執行が原則であり、ほかの部署が所管する既存の補助金制度の対象事業についても、引き続き、当該補助金での対応を基本とすべきと考えております。市が交付対象事業を選定するにあたっては、わがまち予算交付金検討委員会の委員の皆様からの御助言もいただきながら、交付要綱等に基づき、今交付金の趣旨に沿うものであるか審査するとともに、既存施策との切り分け等についても勘案し、決定してまいります。

また、次年度以降についても、それまでの実施状況を踏まえつつ、適宜、運用の検証、改善を行い、社会情勢や地域のニーズに応じた効果的かつ柔軟な制度運用に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

藤本委員長 西川委員。

西川 委員 御答弁ありがとうございました。よいものになっていただければと思いますので、また気がついたことがあったら、今後、質問させていただこうと思います。よろしく願います。ありがとうございました。

藤本委員長 次に水谷委員の発言を求めます。水谷委員。

水谷 委員 水谷です。よろしくお願いします。

第 19 号議案、当初予算の概要 4 ページ、防災用備品整備についてお伺いいたします。

要配慮者用組立式簡易トイレについて伺います。どのようなトイレでしょうか。また、いくつ購入し、どこに備蓄予定かお教えてください。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 危機管理課、川田です。要配慮者用トイレについてお答えいたします。

今回、購入を予定している要配慮者用トイレにつきましては、車椅子を使用されている方が、車椅子に乗ったまま進入できる大きめのテントと、手すり付きの便器が一体となった組立式のトイレを購入する予定としております。購入台数としては 18 台を予定しており、備蓄先といたしましては、災害発生時に早期開設いたします公民館やクリーンピュア阿南を予定しております。以上、御答弁といたします。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 御答弁ありがとうございました。

要配慮者に対しての、災害への備えはまだまだ十分とは言えません。昨年 12 月定例会で災害時の福祉トイレの質問に対し、今後におきましても、災害時においても、誰もが安心して利用できる避難所の福祉環境整備に努めてまいりますと御答弁いただきました。その御言葉どおり、担当職員の方々の迅速な御対応ありがとうございます。引き続き、避難所の福祉環境整備に御尽力いただけますようお願いいたします。

続いて質問します。第 19 号議案、当初予算の概要 22 ページ、災害対策用非常用備蓄食料確保事業についてお伺いします。

液体ミルク、ベビーフードの購入予定はありますでしょうか。お教えてください。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 ベビーフードですが、備蓄品としてのベビーフードの購入は予定しておりませんが、備蓄食料としてのおかゆを調理する際に、水分を通常より多くすることによって、離乳食代わりとして対応することとしておりまして、1 歳から 1 歳半を対象とした栄養価の高いベビーフードの購入については、今後、検討してまいりたいと考えております。以上、御答弁といたします。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 液体ミルクの購入について、御答弁をお願いします。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 失礼いたしました。

液体ミルクの購入についてでございますが、液体ミルクにつきましては、現

在 240 本の備蓄がございます。保管期限がおおよそ 1 年半であることから、令和 8 年度についても 240 本、購入予定したいと考えております。以上、御答弁といたします。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 御答弁ありがとうございました。液体ミルクの引き続きの常備、ありがとうございます。また、ベビーフードの購入予定はないとのことですが、確かに、おかゆでも一時的な代用は可能です。しかし、離乳食の段階によっては、炭水化物でなく、ほかの栄養素が必要であったり、食品の形態が異なったりしますので、ベビーフードの備蓄について、今後の検討課題に挙げていただければと思います。

備蓄している生理用品、おむつの買い替え時期についてもお伺いいたします。いつ頃でしょうか。

藤本委員長 川田危機管理課長。

川田 課長 生理用品やおむつの購入時期につきましては、製造メーカーによりまして、生理用品やおむつに使用期限はないとのことですが、購入済の物品につきましては、適宜、品質確認を行い、万が一の際に使用できないことがないように、管理を行っているところでございます。以上、御答弁といたします。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 御答弁ありがとうございました。御答弁いただいたとおり、生理用品や紙おむつなどの紙製品は、食料品のように明確な使用期限があるわけではありませんが、長期保管により、吸水ポリマーの変色やテープ部分の粘着が弱くなるなどの恐れがあるので、引き続き、品質確認と適切な時期での買い替えを要望いたします。

また、買い替えする際には、ストックは廃棄ではなく、有効活用できるような処分方法を検討していただけますようお願いいたします。以上です。

藤本委員長 次に、住友委員の発言を求めます。住友委員。

住友 委員 質問させていただきたいと思います。

第 19 号議案、一般会計でございまして、大体、大きくは担当課、2 問ございます。財政事業が、今、だんだんと進められておるわけですが、これから借入れを行うことが予算化されておると思うんですが、借入の金利について、見通しについてお答えをいただきたいと思います。お願いします。

藤本委員長 石山財政課長。

石山 課長 財政課の石山でございます。よろしくお願いたします。

市債発行に関してのお尋ねをいただいております。今後、5 月末の出納閉鎖までの間におきましては、主に令和 7 年度、現年度分に係る事業について資金調達を行っていくこととなります。御承知のように、直近の金利状況でありますけれども、令和 8 年 1 月 19 日から翌 20 日にかけては、長期金利の指標となります 10 年ものの国債の利回りが一時的に 2.38% 台まで急騰しました。

約 27 年ぶりの高水準を記録したところでございます。その後、約 2.21% 台まで低下する場面もあり、長期金利の変動幅が大変読みにくく、大きくなっているところが現状でございます。

例えば政府系資金の財政融資資金の金利、利率の状況でございますけれども、今年の 3 月 1 日以降の利率につきましては、借入期間 10 年、2 年据え置きで、現在 1.9%、借入期間 20 年ものの 2 年据え置きで 2.5% となっております。また、令和 6 年度からの繰り越し事業につきましては、3 月 27 日に借入れを予定しております市内の金融機関での借入れにつきましては、借入期間 10 年、2 年据え置きといたしまして 1.8% で借り入れる予定となっております。このような状況から、今後も当面の間は同様の金利の状況が続くと考えられます。

このような背景を踏まえますと、金利の上昇局面でありましたら、事業の早期完了に努め、早期借入によりまして低金利を確保する。また、金利動向を見極めて、固定金利と変動金利を適切に選択するなど、金利負担を抑えながら、将来世代への経費分担の視点など、広く適切に検討したうえで資金調達を行ってまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 住友委員。

住友 委員 先ほど、副市長さんが、他の委員さんから、現金化が難しい長期国債があると、買入れがあるというお答えもいただきましたし、また、長期債券等々につきましては、阿南市として財政運営を正してほしいという要望もございました。どうか、いろんな財政で、今、これから難しくなると思うんですね、よくお考えのうえ、起債、市債、いろいろやっていただきたい、このように思います。

続きまして、基金の運用益の状況を教えていただきたい。また、その運用益を生み出している、現在保有している長期債券の種類と金額、その債券償還の年度、教えていただきたいと思えます。

藤本委員長 吉積会計課長。

吉積 課長 会計課、吉積です。よろしくお願いたします。住友委員さんの御質問にお答えいたします。

まず、令和 7 年度の基金の運用益についてですが、一括運用対象基金及び特別会計に属する基金並びに定額運用基金を合わせた 40 の基金におきまして、債券における運用益の見込額は約 6,696 万円でございます。また、定期預金における運用益の見込額は約 1,021 万円でございます。

次に、保有している債券の種類、金額及び償還年度についてでございますが、令和 8 年 1 月末時点におきまして、本市の基金で保有している債券は総数 28 件で、全て長期債券及び超長期債券でございます。このうち、国債は 10 件で、購入金額の合計は 44 億 7,053 万 7,256 円となり、償還年度は 2041 年度から 2051 年度となっております。次に、地方債につきましては 3 件で、購入金額の合計は 4 億 9,456 万 8,602 円で、償還年度は 2032 年度から 2050 年度。政府保証債については 1 件で、購入額は 2 億 9,928 万 9,000 円、償還年度は 2042 年度でございます。また、その他の債券につきましては 14 件で、購入金額の合計は 38 億 6,451 万 2,688 円となり、償還年度は 2031 年度から 2051 年度となっております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 住友委員。

住友 委員 ありがとうございます。

もう1点質問。固定資産を除き、現時点において現金化できるもののうち、主なものとして、定期預金と日々の支払いのための準備金まとめて、総額はいくらかあるんですか。お聞きをいたします。

藤本委員長 吉積会計課長。

吉積 課長 令和8年1月末時点において、本課で保管している一般会計及び特別会計における支払準備金並びに、基金で保有する定期預金及び普通預金の現金化できるものの総額は101億2,266万3,496円となっております。以上、御答弁いたします。

藤本委員長 住友委員。

住友 委員 ありがとうございます。

今、お聞きしていただいたと思うんですけども、本当に一般会計、預金高はほら101億あると思いますよ、帳面上ね。しかし、さきほども言いましたように、将来、やっぱり財政をきちんとしなかつたら事業も何もできない。また、事業する前にきちんと支払いのことも考えて、事業の組み立てを行っていただきたい。そういうことで、私はいつも思っておりますので。

今年度についてはそないないでしょう。しかし、来年、再来年なってきたら、現金化できない問題が起きてこようと思います。大変だろうと思いますけれども、どうか頑張ってくださいと、阿南市のために。終わります。

藤本委員長 次に広浦委員の発言を求めます。広浦委員。

広浦 委員 第15号議案の予算書の14ページのところなんですけれども、減収補填債と、あと調整債についてお伺いします。二つ、まず聞きます。

減収補填債5,509万3,000円の算定根拠となった対象税目は何か一つと、あと、その減収額はいくらか。併せてお答えください。

藤本委員長 石山財政課長。

石山 課長 減収補填債につきましてのお尋ねをいただいております。減収補填債の額5,509万3,000円の対象税目につきましては、市民税法人分の法人税割が対象となっております。

減収見込額につきましては、同じ5,509万3,000円を見込んだところでございます。以上、お答えいたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。

次にですけれども、調整債についてお伺いします。調整債1億5,170万円の利率は何%か。また、償還期間と利子はいくらになるのでしょうか。併せてお答えください。

藤本委員長 石山財政課長。

石山 課長 お答えいたします。調整債につきまして、借入にかかります利率と利子につきましては、今後、決算を見通しながら検討することになります。従いまして、現時点では借入前でございますので未定であります、が答えとなります。

また、償還期間につきましては、県からいただきます同意基準に示される 30 年以内での検討を進めることといたします。以上、お答えいたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。

もう 1 点、調整債でお伺いします。今回の補正では、一般財源の改善により基金繰入金を大幅に圧縮でき、さらに基金への積立も行っております。その一方で調整債を追加計上しておりますけれども、この時点で現金財源ではなく、後年度に元利償還負担を残す起債を選択する必要は何なんでしょうか。お答えください。

藤本委員長 石山財政課長。

石山 課長 調整債の追加計上についての必要性でございますが、令和 7 年度一般会計の第 7 号、補正予算におきましては、市税と各交付金、地方交付税等におきまして増収を見込んだところでございます。その結果、財政調整基金の取り崩しについては大幅な減額としたところでございます。しかしながら、歳入、歳出の決算に至りますまでは、依然、不確定な部分も多く、特に歳入確保に向けてはあらゆる可能性を考慮して備えておく必要があると考えております。国において制度化されております調整債につきましても、その選択肢の一つとしてとらえ、有効に活用することは必要ではないかと考えております。

加えて、本年度の収支のみに限らず、長期債券保有問題にかかわる基金、現金の状況についても考慮いたしながら、その借入額等につきまして慎重に検討をしてみたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 こちらの調整債なんですけれども、今後の予算編成や財政運営に問題はないんでしょうか。お答えください。

藤本委員長 石山財政課長。

石山 課長 お答えをいたします。今日の冒頭、副市長も申し上げましたが、現在の状況を踏まえますと、一般財源の醸成という視点も必要になるろうかと思えます。それと併せて、その借入をもって時間を作り、しっかりと足腰の強い財政体質、財務体質に改善を進めることが重要ではないかと考えております。従って、必要な資金を調達する、また適切に償還していくという過程の中で健全財政を目指してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございました。

続いて第 19 号議案になるんですけれども、第 19 号議案の 65 ページの 2 款、1 項、3 目、13 節にある肖像権使用料というものがあるんですけれども、これ、誰の何に対する支払いなのでしょうか。

藤本委員長 横手秘書広報課長。

横手 課長 秘書広報課、横手です。よろしくお願ひいたします。
肖像権使用料は、広報紙などにスポーツ選手や著名人等の写真を掲載する際に使用料が発生する場合があります、掲載対象者の肖像権を管理する会社等に支払うものでございます。以上、お答えといたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。2 万円を超える場合もあるのかなと思ひました。
続いてなんですけれども、72 ページになるんですが、2 款、1 項、7 目、12 節、コンサルティング業務委託料、こちらの詳細を教えてください。

藤本委員長 田中 D X 推進課長。

田中 課長 光ファイバー網管理コンサルティング委託についてお答えします。本市が所有している光ファイバーケーブル網の管理や、管理に伴う諸問題を技術的に解決するため、専門的な知識や経験を持つ専門家による相談などの業務になります。以上、お答えといたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 光ファイバーケーブル網っていうのは、今もまだ市の保有ということなんですか。

藤本委員長 田中 D X 推進課長。

田中 課長 光ファイバー網は市の所有です。以上、お答えとします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。
続いて 87 ページ、2 款、2 項、1 目、18 節、たばこ税収安定確保推進事業補助金というものがあるんですけれども、こちらの詳細を教えてください。

藤本委員長 日下税務課長。

日下 課長 税務課、日下です。よろしくお願ひします。たばこ税収安定確保推進事業補助金についてお答えします。

本補助金は、市たばこ税収の安定的確保を図ることを目的に、阿南たばこ販売協同組合が行う市内での購入推奨活動、吸い殻などの拡散防止を目的とした美化活動、未成年者の喫煙防止や喫煙マナー向上のための啓発活動に対し、予算の範囲内において補助を行なうものでございます。また、補助金額につきましては、今年度と同額の 66 万 2,000 円を計上したところでございます。

たばこ税は、本市にとって比較的安定した財源であり、本事業は市内でのたばこの適正販売やマナー向上などに一定の効果があるものと考えております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。

続いて87ページ、2款、2項、1目、22節の市税過誤納還付金というものがあるんですけども、こちらの詳細を教えてください。

藤本委員長 日下税務課長。

日下 課長 市税過誤納還付金についてお答えします。

市税の還付金については、納税者が収めた税金について、申告内容の修正などにより後から納め過ぎ、過誤納が判明した場合にお返しするものです。この内、同じ年度内に収められた税金をその年度内中にお返しする場合は、当年度の収入から払い戻す、いわゆる歳入からの還付として処理します。一方で、前年度以前に収められた税金をお返しする場合は、現年度の歳出予算から還付を行っており、この還付金を市税過誤納還付金として、過去の実績などを踏まえて4,000万を見込んでいますところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 4,000万っていうのはちょっと多いのかなと思ったんですけども、ごめんなさい、教えていただきたいんですけども、これ、大体平均的な数字なんですか。

藤本委員長 日下税務課長。

日下 課長 過去の推移を見ながら予算計上しておりますが、今、令和7年度現在、今現在で3,200万の支出がありますので、年間、このくらいの確保は必要と考えております。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 分かりました。大体これぐらいということだと思います。

次に264ページの12款、1項、2目、22節になりますけれども、長期債利子と、あと一時借入金利子というものがございます。利子が前年と比べ、約1億円増えているが、その理由をお答えください。

藤本委員長 石山財政課長。

石山 課長 長期債利子が伸びている理由についてお答え申し上げます。

主な要因といたしましては、発行後10年目を迎えます政府系資金の利率の見直し対象債の影響でございます。また、一つが、令和7年度において新たに借入れを実行いたします市債の金利上昇が作用していると分析をいたしております。

予算編成過程におきましては、長期金利の指標となります10年ものの国債の利回りや財政融資資金など、政府系資金が公表しております直近の金利等を参考に、広く検討をし、計上をいたしたところでございます。

具体的には、既に発行済みの市債、政府系資金の利率見直し対象債の影響で、約1,680万円の増。また、新規発行債につきましては、令和7年12月に地方公共団体金融機構が公表しております借入期間15年の2年据え置きの利率を参考に2.3%で積算をいたしております。

1年前の令和6年12月の利率につきましては1.25%でありましたので、新規発行債にかかる金利が約1.8倍に上昇しております、額にしまして約8,763万円の増加となっております。総じまして、約1億円の利子負担の増となったものと分析いたしております。以上です。

藤本委員長 広浦委員。

広浦委員 ありがとうございます。今、答弁にあったんですけども、ちょっと繰り返すことになるんですけども、1.25が2.3に改定されたということなんでしょうか。

藤本委員長 石山財政課長。

石山 課長 その通りでございます。

藤本委員長 広浦委員。

広浦委員 ありがとうございます。
あとなんですけれども、これは1年毎に、このように利息だけで公債費が増えていくという見込みなんでしょうか。

藤本委員長 石山財政課長。

石山 課長 まず、借入の金利につきましては、借入時点の利率が適用されます。長期で償還するものにつきましては、例えば国の政府系資金でございましたら、金利の選択によりましては10年目で利率の見直しが行われるものとなります。以上、お答えいたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦委員 ちょっと詳細は分からないんですけども、各年度毎に記載していると思います。それが10年で見直しというのが、多分、来年も再来年も、またその次もずっと続くのかなと思うんですけども、その度ごとに、今年1億だった利息が来年は2億、その次は2億5,000万というふうな感じで、どんどんどんどん利息だけで増えていくという理解でよろしいのでしょうか。

藤本委員長 石山財政課長。

石山 課長 利率見直し対象債につきましては、扱いは委員おっしゃる通りでございます。以上、お答えいたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。
最後になんですけれども、一時借入金の算定根拠について教えてください。

藤本委員長 石山財政課長。

石山 課長 一時借入金に関するお尋ねにお答えいたします。
一時借入金の利子 510 万円の積算の根拠につきましては、地方自治法の第 235 条の 3、第 2 項の規定によりまして、まず一時借入金の最高額を定める必要がございます。このため、本市、阿南市では平成 21 年度以降、一時借入金の最高額を 30 億円と設定しておりまして、これにかかる利子を歳出予算に計上したものであります。
一時借入金利子の設定に当たりましては、日本政策金融公庫の、5 年もののレートを参考に設定しており、借入期間を 30 日間と想定して 510 万円を計上したものでございます。以上、お答えといたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 1 カ月だけの借り入れということでこの値段だということかなと思いました。以上です。

藤本委員長 以上でみらい阿南の通告による質疑は終了いたしました。みらい阿南の委員さんでほかに質疑ございませんか。喜多委員。
小休します。

【 小休 12 : 06 ~ 12 : 06 】

藤本委員長 再開します。
喜多委員。

喜多 委員 先ほど、光ファイバーのことが出てたんですけど、今現在、市の光ファイバー、どのように活用されておりますか。

藤本委員長 田中 D X 推進課長。

田中 課長 光ファイバーにつきましては、ケーブルテレビ会社に貸し出しているものと、それと市が管理、イントラネットで使用している部分があります。以上、お答えとします。

藤本委員長 喜多委員。

喜多 委員 私もそこら、詳しくはないんですけど、できましたら、阿南市の光ファイバーって各学校とも非常にきっちりとつながってるというのを聞いてますんで、今後、活用方法を上手く利用していただいて、使っていただきたいなと思っています。以上です。

藤本委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 それでは、みらい阿南の質疑を終了いたします。
以上で、全ての予算議案についての質疑を終了します。
少し小休しますね。

【 小休 12:07～12:10 】

藤本委員長 では、再開いたします。
これより採決を行います。ただ今議題となっております各案件中、第15号議案、第19号議案及び第20号議案を除く承認第1号、第16号議案から第18号議案及び第21号議案から第36号議案の計20件を一括して採決いたします。
以上の20件を原案のとおり承認、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 御異議なしと認めます。
よって以上の20件は、いずれも原案のとおり承認、可決されました。
次に、第15号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算(第7号)について、挙手により採決をいたします。なお、挙手しない委員は反対とみなします。
本件を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

藤本委員長 挙手多数であります。よって、第15号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算(第7号)については原案のとおり可決されました。
次に第19号議案 令和8年度阿南市一般会計予算について、挙手により採決をいたします。なお、挙手しない委員は反対とみなします。
本件を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

藤本委員長 挙手多数であります。よって、第19号議案 令和8年度阿南市一般会計予算については原案のとおり可決されました。
次に第20号議案 令和8年度阿南市国民健康保険事業特別会計予算についてを挙手により採決をいたします。なお、挙手しない委員は反対とみなします。
本件を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

藤本委員長 挙手多数であります。よって、第20号議案 令和8年度阿南市国民健康保険事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。
以上で、予算審査特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしましたので、本委員会を閉じることといたします。西田副市長から御挨拶を受けたいと存じます。西田副市長。

西田副市長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
委員の皆様方には、予算審査特別委員会におきまして熱心に御審議を賜り、

誠にありがとうございました。また、提案させていただきました案件につきまして原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。審査の課程において頂戴いたしました貴重な御意見、御提言等につきましては、今後の市政運営に活かしてまいりたいと存じますので、委員の皆様方には引き続き、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会に際しましての御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

藤本委員長　これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。長時間にわたる御審査お疲れ様でした。ありがとうございました。

【 12 : 14 閉会 】
